

介護保険における住宅改修の流れ

【対象となる方】 要介護または要支援の認定を受け、在宅で介護を受けている方。（※1）

① 相談

ア) 利用者（本人及びその家族）が、ケアマネジャーに住宅改修の相談をし、どのような改修が適当か関係者で検討します。
イ) 利用者（本人及びその家族）が施工事業者、材料などを決めます。（施工事業者の指定は特にありません）

② 確認

ケアマネジャーが住宅改修の事前申請一式（※2）を取りまとめ市に提示し、介護保険給付の対象となる改修かどうかを確認します。

③ 事前申請

上記②での確認後、事前申請一式を市に提出します。

④ 施工

事前申請一式を市に提出後、施工事業者と日程調整のうえ着工します。工事完了後、工事費用額全額を利用者（本人及びその家族）が施工業者に支払います。（受領委任払いの場合は、介護保険の対象となる工事費用額の1割）

⑤ 事後申請

ケアマネジャーが住宅改修の事後申請一式（※3）を市に提出します。

⑥ 現場確認

市の担当職員が、利用者宅を訪問し、図面をもとに適正に施工されているかを確認します。

⑦ 支給

介護保険の対象となる工事費用額の9割（※4）が支給されます。（償還払いといいます）

（※1） ○入院・入所中に、退院・退所に向けて必要な工事を希望する場合は、事前に担当まで相談して下さい。

（※2） ○支給申請書、○住宅改修が必要な理由書、○住宅の所有者の承諾書、○申請者の動線を記載した図面、○工事の見積書、○改修前後の状況がわかる図面、○改修前の写真、○受領委任払い承認申請書（受領委任払いを希望する場合）、○ケアプラン及び担当者会議録

（※3） ○完了報告書、○領収証、○工事内訳書、○改修後の写真、等

（※4） 支給限度基準額は20万円となっており、自己負担の1割をひいた、18万円まで支給されます。また、支給の限度額に達するまで工事を行うことができます。

（その他） 転居した場合や、最初の住宅改修の着工日と比べて「介護の必要の程度」が3段階以上あがった場合は、改めて1回に限り支給の限度額の20万円まで支給が受けられます。